

急速充電設備導入事業仕様書

1 目的

長崎市（以下「市」という。）所有の公共施設に電気自動車（以下「EV」という。）の急速充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV 充電設備等」という。）を導入することにより、更なる EV の普及、及び「ゼロカーボンシティ長崎」の推進を図ることを目的とする。

2 業務内容

本業務は、市有地に EV 充電設備等の設置を行うもので、応募者自らが設計、設置工事、運用、維持管理を行うものとし、市民サービスの充実を図るものとする。

3 履行期間

協定締結日から令和 16 年 3 月 31 日まで

ただし、設置後の運用期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで
また、運用開始時期は国の補助金の決定状況により協議して定める。

4 設置場所

ア 北総合事務所（長崎市琴海村松町 703 番地 14）詳細は別添資料 1 のとおり
イ 南総合事務所（長崎市布巻町 111 番地 1） 詳細は別添資料 2 のとおり

5 機器の仕様

ア EV 充電設備の種類は、急速充電器 概ね出力 50kW とする。
※変電設備の設置場所がないため低圧受電とすること。
イ EV 充電設備の規格は CHAdeMO 方式とする。
ウ EV 充電設備は日本国内に本社を有する企業が製造する製品を使用するものとする。

6 役割分担

（１）市と事業者の役割分担は次の整理表のとおりとする。

（整理表）

No	作業項目		市	事業者
1	設置	急速充電器の設置及び配線等の附帯設備工事 電力会社への引き込み申請		○
2		路面シート、EV 標識などの設置工事	○	
3	国の補助金申請	補助金の申請		○
4	市の土地使用申請	土地の所管課への土地使用申請・土地使用料		○
5	運用	EV 充電設備等の維持管理・運営		○
6	撤去	EV 充電設備等の撤去・現状復旧		○
7	その他	その他必要に応じて官公庁等への申請		○

(2) 費用負担

(1) の整理表に掲げる項目に要する費用は、各々が負担する。

※土地の使用料（概算） 2施設 年間 50,000 円程度（税込み）

7 本事業の実施に伴う条件

(1) 設置について

ア 事業者は、市と綿密な協議を行い、業務実施の方針及び工程を明らかにするとともに、業務実施中においても、必要に応じて打合せを行うものとする。なお、打合せ内容については、事業者が記録簿を作成し、市へ提出すること。

イ 事業者は、設置場所の管理者へ説明を行い、必要に応じて近隣住民等に対して説明を実施する。説明の内容及び方法等については市と協議の上決定する。

ウ EV 充電設備等の設置工事にあたっては、設置する公共施設の休業等を行わない。

やむを得ず施設の運用を制限する必要がある場合は、事前に市と協議を行うものとする。

エ 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や EV 充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

オ 工事中の安全対策は事業者において十分行うものとする。

カ 事業者は、市が指定する場所へ EV 充電設備等を設置すること。

キ 事業者は、新規に電線引込工事を行い、EV 充電設備等の利用により生じた電気料金を負担すること。

ク 第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

ケ 事業者が市との間に取り交わす協定に定める事項を履行しない場合には、協定を解約することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに現状復旧すること。

(2) 土地使用申請について

ア EV 充電設備等の土地使用料等の申請・納付に係る時期・方法等については、市の指示に従うものとする。

(3) 運用について

ア 事業者は、EV 充電設備等の使用について適切な利用料金を設定するものとする。ただし、1 分毎に 89 円を上限とする。なお、利用料金の徴収にあたっては、利便性の高い利用システムを構築することとする。

イ EV 充電設備等は、24 時間（年中無休）供給可能とすること。

ウ 事業者は、コールセンターを設置し、利用者からの問い合わせ、故障及び苦情等に円滑に対応すること。

- エ 事業者は、EV 充電設備等の運用中に事故や障害等が発生した場合は、直ちに市に連絡した上で対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。
- オ 事業者は、利用料金に変更がある場合は、事前に市と協議するものとする。
- カ 事業者は、設置場所を事業以外の用途に使用してはならない。

8 提出書類

- (1) 次のア～エの報告書等は、紙及び電子媒体で各 1 部提出すること。

また、データのファイル形式は、PDF、MicrosoftOffice（Excel・Word・PowerPoint 等）とし、報告書等の作成にあたっては、文字の大きさ、色彩、見やすさ等ユニバーサルデザインを考慮すること。

ア 設置工事開始の 1 カ月半前までに提出する書類

急速充電設備導入計画書（施工方法、設置スケジュール、図面、機器の仕様など）

イ 設置完了後に提出する書類

設置完了報告書（完了図面、取扱説明書など）

ウ 運用開始後毎月提出する書類

急速充電設備導入報告書（月毎の利用数及び利用時間）

エ 必要に応じて都度提出する書類

打合せ記録簿

その他報告書（故障及び苦情等の対応など）

- (2) 報告書等に関する権利は事業者が有するものとし、市に使用权を提供するものとする。

- (3) 事業者は、本業務の提出書類を市の許可なく第三者に対して複写、公表、貸与及び使用してはならない。

9 秘密の保持等

- (1) 事業者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。
- (2) 事業者は業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性を高く求められる資料を利用するため、取扱には紛失又は漏洩の内容に格別な注意を払うものとする。

10 その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、市と事業者が協議し決定する。

11 担当

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所 13階）

長崎市 環境部 ゼロカーボンシティ推進室 坂井

TEL : 095-829-1251 FAX : 095-829-1218

E-mail : zero_carbon@city.nagasaki.lg.jp